

横浜市港南区地域子育て支援拠点事業実施要綱

制定 平成19年4月20日 港南サ第0280号（港南区長決裁）

改正 令和6年12月26日 港南こ第2505号（港南区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、市民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができ、社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与することを目的として行う地域子育て支援拠点事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることで、事業の円滑な実施を図ることを目的として制定する。

（協働による実施）

第2条 本事業は、横浜市港南区と同区が本事業の運営者として選定する者（以下「運営者」という。）とが、互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに、事業目的を共有しながら、協働で実施していくものとする。

2 前項の運営者の選定に関する事項は、横浜市港南区長（以下「区長」という。）が別に定める。

3 区長と運営者は、会計年度ごとに委託契約を締結し、区長は運営者に対して契約に基づく事業に係る経費を支払うものとする。

（事業内容）

第3条 本事業の内容は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 乳幼児等の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供
- (2) 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること
- (3) 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること
- (4) 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること
- (5) 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること
- (6) 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関すること（「横浜子育てサポートシステム事業実施要綱」に基づく事業をいう。）
- (7) 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関すること
- (8) その他子育て支援として、区長が必要と認める事業

（実施施設）

第4条 本事業は、区長が実施をするに相当と認める施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

2 実施施設は、区長が既存の建築物を賃借し、改修する等により確保するものとする。

3 実施施設には、次の各号に掲げる機能を確保するものとする。

- (1) 乳幼児等が安全に遊ぶことができ、また養育者が相互に交流できる機能
- (2) 乳児のために、他の利用者の利用の妨げとならないよう授乳、おむつ交換等ができる機能
- (3) 子育てに関する相談が必要な者に対し、そのプライバシーの保護に配慮し、相談が可能な機能
- (4) 子育てに関する情報が必要な者が、その情報を容易に得ることができ、また利用

者同士が相互に情報交換ができる機能

(5) 子育てに関する支援活動を行う者が相互に交流し、また情報交換、打合せなどができる機能

(6) 子育てに関する支援活動を行う者の育成のため、講座等の実施が可能な機能

(7) その他区長が必要と認める機能

4 実施施設の床面積の合計はおおむね300㎡とする。ただし、前項各号に掲げる機能を一の建築物内に確保することが困難な場合には、二以上の建築物内に分けて、これらの機能を確保することができる。

5 実施施設は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう、原則として別表に定める基準を満たすものとする。

(事業の実施時間)

第5条 実施事業は原則として、土曜日及び日曜日のいずれか1日又は両日を含めて週5日以上実施するものとし、休業する曜日を設ける場合には、あらかじめ曜日を定め、休業日として定めなければならない。

2 前項の規定に基づき定めた休業日の他に、次の各号に掲げる日は休業日とすることができる。ただし、当該休業日が前項の規定に基づき定めた休業日にあたるときは、翌日が実施日であった場合には、その日を休業日とすることができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く）

3 事業の実施時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

4 前3項の規定に関わらず、区長が必要と認めたときは、実施日及び実施時間を変更し、休業日及び実施時間外に事業を実施し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(対象者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、事業に参加することができる。

(1) 原則として市内に居住する就学前児童及びその養育者

(2) 原則として市内に居住する子育てに関する支援活動を行う者（支援活動を始めようとするものを含む。ただし、営利を目的とした活動を行う者を除く。）

(3) その他特に区長が必要と認めた者

(守秘義務)

第7条 本事業に関わる者は、利用者及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由なく業務上・職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(参加料)

第8条 実施事業の参加料は、無料とする。ただし、催事、講習・講座等の実施に係る実費等で、特定の個人の利用に係る経費を、運営者が利用者から徴収することは妨げない。

(拠点サテライト)

第9条 第4条第1項に規定する実施施設の事業を補完するため、既存の実施施設とは別に、サテライト施設（以下、「拠点サテライト」という。）を設置する。

2 拠点サテライトは、既存の実施施設の運営者により、既存の実施施設と一体的に運営する。

3 拠点サテライトでは、第3条各号に規定する事業のうち、第4号から第6号までを除く事業を実施する。また、運営者が同条第4号から第6号までの事業を実施する際には、拠点サテライトを活用して実施する。

4 拠点サテライトは、区長又は運営者が既存の建築物を賃借し、改修する等により確保するものとする。また、床面積の合計は、おおむね240㎡とする。

5 第4条第3項及び同条第5項、並びに第5条から第8条までの規定は、拠点サテライトに準用する。ただし、施設機能及び基準については、あらかじめ区長及び運営者が協議することにより、一部を省略し又は緩和することができる。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年9月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年10月30日から施行する。ただし、第3条第7号については、平成28年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年12月26日から施行する。

別表（第4条第5項）

施 設	説 明
ア 出入口	(屋外) 屋外への出入口の幅は90cm以上とすること 屋外への出入口は車いす使用者等が通過しやすいものとし、前後に高低差がないこと
	(屋内) 出入口の幅は80cm以上とすること

イ 階段	両側に手すりを設けること けあげの寸法は、18 c m以下とすること 踏面の寸法は、26 c m以上とすること
ウ 便所	出入口の幅は 80 c m以上とすること 車椅子使用者用便所又はその他の便所を設ける場合には、そのうちそれぞれ 1 か所以上には、手すりを設けること
エ その他	施設内部には、段差部分がないこと